

小清水町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小清水町広告掲載に関する要綱(平成18年12月1日施行)第4条第2項の規定により広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 小清水町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(掲載基準)

第5条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のアからケまでのいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀(き)損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のアからキまでのいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現(誇大広告)(根拠のない表示や誤認を招くような表現)(例:「世界一」「一番安い」等)(根拠となる資料がある場合に限る。)
- イ 射幸心を著しくあおる表現(例:「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等)
- ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないものとして、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

- ア 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例である場合、広告内容に関連する場合その他の表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(町のホームページに関する基準)

第6条 町のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、この基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第7条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課が各項目について検討し、判断することとし、その上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。